

組合員資格確認のお願い

当 JA 定款規定により、組合員加入申込時の提出書類事項に変更があった場合や、組合員資格に変動等があった場合は、その旨を届けていただくことになっています。

つきましては、組合員資格・氏名・住所・電話番号等の届出事項に変更・修正があった場合は、当 JA 支店窓口へお申し出いただきますよう、お願いいたします。

【当組合の正組合員資格】

●正組合員資格●

- (1) 10a以上の土地を耕作する農業を営む個人であって、その住所またはその経営に係る土地もしくは施設がこの組合の地区内にあるもの。
- (2) 1年のうち90日以上農業に従事する個人であって、その住所または従事する農業に係る土地または施設がこの組合の地区内にあるもの。
- (3) 農業を営む法人であって、その事務所またはその経営に係る土地がこの組合の地区内にあるもの（ただし、常時使用する従業員が300人を超え、かつその資本の額または出資総額が3億円を超える法人を除く）。

●准組合員資格●

- (1) 組合の地区内に住所を有する個人で、この組合の事業を利用することが適当と認められるもの。
- (2) 組合から事業に係る物資の供給または役務の提供を1年以上継続して受けており、組合の地区内に勤務地を有する個人であって、引き続きこの組合の事業を利用することが適当と認められるもの。
- (3) 組合から事業に係る物資の供給または役務の提供を1年以上継続して受けており、組合の地区外に住所を有する個人であって、引き続きこの組合の事業を利用することが適当であると認められるもの。